

共同生活の秩序維持に関する協定

清新北ハイツ住宅管理組合

（目 的）

第1条 この協定は、清新北ハイツ住宅管理規約第18条第1項の規定に基づき、団地内の管理
共用物の管理および使用に伴う共同生活の円滑な運営と福祉の増進を図り、もって良好な居
住環境を維持するため、組合員およびその組合員が所有する住宅に居住する者（以下「組合員
等」という。）が守るべき事項を定めることを目的とする。

（性 格）

第2条 この協定は、「建物の区分所有等に関する法律」（昭和37年法律第69号）第30条の規
定に基づく「規約」とする。

（禁止事項）

第3条 組合員等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 住宅を他の用途に使用すること。
- 二 小鳥および魚類以外の動物を飼育すること。
但し、身体障害者が身体障害者補助犬法（平成十四年五月二十九日法律第四十九号）
に定める補助犬を使用する場合は、この限りではない。
- 三 建物の廊下、エレベーターホール、階段室等共用の場所に私物を置くこと（ただし、理事会
が承認した場合を除く。）
- 四 近隣の迷惑となる騒音、悪臭、煤煙等を発し、言動をすること。
- 五 理事会が定める塵芥の投棄方法および区分を守らないこと。
- 六 洗濯用水等の排水方法を守らないこと。
- 七 バルコニーおよびポーチの外壁面より外側に洗濯物等を干し、又はバルコニーおよびポー
チの手すりに植木鉢を置くこと。
- 八 バルコニーおよびポーチに土砂を搬入し、花壇等を造ること。
- 九 住宅前の道路その他組合が禁止する場所に駐車、駐輪すること。
- 十 その他各号に準ずる行為で、理事会が禁止したこと。

（承認事項）

第4条 組合員は、次の各号に掲げる行為をしようとするときには、あらかじめ、理事会に届け出
て書面による承認を得なければならない。

- 一 住宅を他の用途に併用（定期的に関開く各種教室を含む。）しようとするとき。
- 二 施設の業種を変更するとき。

- 三 住宅等に広告物を掲示し、又は表示しようとするとき。
- 四 屋根又は屋上に登るとき。
- 五 建物の廊下、エレベーターホール、階段室等共用の場所に私物を置くとき。
- 六 住宅内の床、壁、天井及び附属設備の模様替えをしようとするとき。
- 七 その他各号に準ずる行為で、理事会が指定した事項。

(通知事項)

第5条 組合員は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、書面により理事会に通知しなければならない。

- 一 組合員の変更があったとき。
- 二 他の者に住宅を貸与しようとするとき。
- 三 組合員が引き続き2週間以上住宅に居住しないとき。
但し、1か月未満の場合は口頭連絡とすることができる。
- 四 その他各号に準ずる行為で、理事会が指定した事項。

(違反に対する処理)

第6条 理事長は、組合員等がこの協定の定めに違反したときは、理事会の議決に基づき、その者のに対し勧告その他必要な処置をとることができる。

(調査)

第7条 理事会は、この協定の施行に必要な限度において、当該組合員が行う第4条に規定する行為について調査を行うことができるものとする。

2 前項の場合、組合員はこれに協力するものとする。

(居住者名簿)

第8条 組合員(占有者を含む。以下、この条について同じ。)は、入居後すみやかに別に定める居住者名簿を管理組合に提出しなければならない。

2 組合員は、前項の居住者名簿に変更があった場合は、すみやかに管理組合に届け出なければならない。

3 組合員は、管理組合から居住者名簿の内容について問い合わせがあった場合は、すみやかに回答しなければならない。

附 則

- 1 この協定は、昭和58年3月26日から施行する。
- 2 この協定の改定は、平成21年6月1日から施行する。
- 3 第5条、8条の改定は、平成29年6月1日から施行する。